

## 第16回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年5月19日（金）9：30～11：40

場所：総理官邸4階大会議室

出席者

中馬弘毅行政改革担当大臣、山口泰明内閣府副大臣

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、橋口典央行政改革推進調整室長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔総務省〕

田中順一官房審議官、江澤岸生行政管理局企画調整課長、藤城眞管理官、長屋聡管理官  
主な議題

「地方支分部局等の見直し」及び「IT化による業務のスリム化」の取組について  
（総務省行政管理局）

最終取りまとめについて（討議）

---

### 【議事要録】

座長 それでは、ただ今から「行政減量・効率化有識者会議」の第16回会合を開催いたします。

本日は、宮脇委員は御欠席です。

また、本日は中馬行政改革担当大臣、山口内閣府副大臣に御出席をいただいております。それでは、まずは中馬大臣からご挨拶を頂戴したいと思います。

中馬大臣 おはようございます。今日は教育基本法のことがございます、行政改革特別委員会はやらないということで、こうして久々に御出席させていただきました。

皆様方には、本当に精力的にこうして大詰めに向けて頑張っていただいていることに、心から敬意を表する次第でございます。

今日は、独立行政法人に関する総論的な見直し方針に対する会議としての指摘事項の取りまとめをいただくとともに、総人件費改革にかかります最終取りまとめについては、取

りまとめの一つ前の段階でございますが、これも御討議をいただくことになっております。

いよいよこうした取りまとめでございますが、やはりこれらの改革によりまして、各自治体がかなり元気になってきているといいましょうか、私もこの間、連休中にあちこち視察にも行きました。私は、それぞれの期待と意欲を持ってもらっていることを大変うれしく思っています。

また、独立行政法人も特別委員会の質問の中でも出ておりましたけれども、それぞれ問題があるところがありますし、いろいろなケースもあり得るけれども、かなり自由度がきく制度であり、それぞれ対応を始めております。

これをまた私は地方の方も、例の指定管理者制度といったことを含めて、それぞれが自分たちで対応を始めましたことは、今回の地方や民間に責任を持たすこととして非常によかったと思っております。

そういう非常に重要な役割を担っていただきまして、また、これをひとつ強力で推し進めていただきました皆様方に敬意を表して、なお一層御努力のほどをお願いします。どうもありがとうございました。

座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、山口内閣府副大臣からご挨拶を頂戴いたします。

山口副大臣 おはようございます。連日活発な御論議を本当にありがとうございます。今、大臣からも申し上げましたけれども、皆さん方は是非しがらみのない、それぞれの見識を持って自由にやっていただくことが、国民の皆様も大変注目されておりますので、よろしく願いいたします。

座長 ありがとうございます。

(報道関係者退室)

座長 それでは、会議を再開いたします。総人件費改革の議論に移ります。

まず、総務省行政管理局から、「『地方支分部局等の見直し』及び『IT化による業務のスリム化』の取組について」報告を頂きたいと思います。

総務省(行政管理局) ただ今座長から御指示のございました案件につきまして、お手元に資料1、横長の資料を御用意しております。この資料でもって御説明させていただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、今、お話のございました地方支分部局、ITに係りまず課題につきましては、1月6日の閣僚懇で中馬大臣から私どもの方に要請をいただきまして取り組んでまいりまして、3月22日にこちらの会議の方に中間報告をさせていただきまして、本日その結果を御報告申し上げるということでございます。

取組の段取りにつきましては、既に前回御説明申し上げておりましたように、例年予算編成過程で行っております「減量・効率化方針」というものの改定作業を前倒しで実施をするということでやらせていただいております。今、申しました方針の徹底見直しを図ったということでございます。

下の箱の矢印が下りているところがございますけれども、その結果、本日の御報告では、特にいずれも今回初めて整理する性格のものでございますけれども、地方支分部局につきましては、各系統ごとにこの改革期間中の定員合理化計画により実施することになります。定員合理化数を明示したこと。

IT化につきましては、最適化計画策定による定員合理化効果を把握したということでございます。その概況につきまして、次のページ以下で御紹介をしたいと思います。

おめくりいただきまして、次のページ。まずは地方支分部局の関係でございますけれども、作業段取りといたしまして、先ほど申し上げましたように「減量・効率化方針」の改定作業を前倒ししてやりまして、これまで掲げられておりました事務事業の見直しの項目につきまして、内容の深掘りであるとか取組の徹底、現在の計画はともすれば単年度の措置が中心になっておりましたので、それを中期的な内容にするとか、あるいは新規事項を盛り込むとか、そのようなことをいたしまして、ご覧いただいておりますページの下の方の下から2行目に書いてございますけれども、現在の方針の中で今回の見直しに係る事務事業に係る取組事項は96項目ございましたが、今回取り組んだ結果、168項目に広がっております。

内容につきましては、同じくお手元に参考1-1という資料を御用意してございまして、そこに一覧表がございます。参考2-1にその詳細が御用意してございます。後ほどご覧をいただければと思います。

その概要になるわけですが、次のページをおめくりいただきまして、まず地方支分部局の定員の方でございますけれども、これは言わば今後、改革期間中の増員需要に対する原資、言わば財源ともなるものでございますけれども、定員合理化計画による合理化数。私も40年間にわたって類似の定員合理化計画というものをやってまいりましたけれども、従来は各省別に、閣議決定をして、基本的には各年度の予算編成過程で、どこでやるかということ割り振ってまいりましたけれども、今回の作業を通じまして、初めてあらかじめ各省の各地方支分部局の系統ごとにこの合理化数を割り付けるということをさせていただきました。その合計が2万人程度を超える定員合理化を実施するということになる見込みでございます。

この中身にはこちらの有識者会議の見直しを進めていただいております事項の定員合理化計画に基づく措置分も併せて中に入っております。

今、申しました2万人という数でございますけれども、これが現行の定員合理化計画で予定しています合理化数全体に対する割合を見ますと、18年度、すなわち私どもは厳格な定員管理によりまして、1.5%を5年間で達成をするという初年度で前倒しで純減を措置したものでございましたが、過去最高0.44%の純減を措置いたしましたけれども、実はその際、増員の原資として73%を地方支分部局から調達をしておりました。

この2万人という数字は言わば、この18年度のペースを今後この改革期間中ずっと維持をして続けていくという形にしたものであると思います。

ちなみに地方支分部局の定員は、国の行政機関の定員全体の3分の2に当たる65%でございますので、先ほど申し上げましたように、これからの改革期間中、地方支分部局に重点を置いて定員合理化を行うという姿にしたつもりでございます。

次のページが地方支分部局の機構の関係でございます。機構の関係につきましても、今回、先ほど御紹介しました参考資料の中に入っておりますけれども、その中の項目の中でを付した事項がございます。後ほどご覧をいただければと思いますが、当然こちらの有識者会議で詰めていただきました、例えば北海道開発局の開発建設部、札幌と石狩川の統合等も当然含まれておりますけれども、これらを含めまして、各事項について定める措置を講ずるとともに、今後の事務事業の見直し、あるいは定員の純減の進展に合わせまして、引き続きその統合廃止及び合理化を推進するといったしたいと考えておりまして、結論が得られたものについては逐次実施に移すと。

とりわけ有識者会議で個別重点事項として取り上げていただいております地方支分部局につきましては、すべて今後この期間中、機構面の整理、合理化に取り組むという方針を政府決定に盛り込むということにいたしたいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、なお地方支分部局につきましては、やや技術的な話ではございますけれども、政府決定に向けまして、私どもの方でも今後引き続き、事務局の方と協力して作業を進めさせていただきまして、有識者会議に取り上げていただいております事項に係るものを含めて、今回の5%純減に際しての地方支分部局の政府の見直しの取組の全体像がお示しできるようにいたしたいと思っております。

次のページからがIT化でございます。IT化による業務のスリム化につきましては、上の方の箱の書き出しから書いてございますけれども、平成17年度末までに策定いたしております最適化計画76分野におきまして示されております業務処理削減時間を基に、今回、これに基づく定員合理化数を算定いたしまして、業務処理削減時間のうち、非常勤職員、地方公共団体等の業務の軽減であるとか、あるいは23年度以降の定員合理化効果というものを除きまして、9,700人の合理化見込みということで数字を積み上げております。これにつきまして、詳細は先ほど申し上げましたように参考2-1で一覧表、参考2-2でその詳細がお示ししてございます。

9,700人ということでございますけれども、これらのうち4,412人が人事・給与、共済等にかかります内部管理業務のIT化に伴うものでございまして、これは上の箱の後段の部分に書いてありますとおり、関係定員の3割に相当するものでございまして、これを各省庁に今回割り付けたということでございます。

この2つの箱の一番下のところに書いてございますけれども、実はIT化による定員合理化の数と申しますのは、事柄の性格上、本省であるとか地方支分部局であるとか、定員の合理化というのは、直ちに仕分けをすることは困難でございますが、地方支分部局におけるシステム運用の例が多いということもございまして、その限りで地方支分部局の見直しに係る、先ほどの定員合理化数と相当重複はいたしていると思っております。

IT化につきましては、次のページをおめくりいただきたいと思いますが、1月19日に政府のIT戦略本部におきまして、IT新改革戦略が定められておりまして、この中で平成22年度までにオンライン申請率50%を達成するということが目標として掲げられておりまして、この50%という申請率のレベルと申しますのは、基本的には今回の最適化計画の想定に入っていないレベルのものでございます。

したがって、今後、今、政府が推進を始めておりますアクションプランの推進をいたしまして、オンライン申請率の向上が実現されるという場合には、先ほど申し上げた9,700人を上回る合理化効果ということも期待できるということでございます。

以上が要請を受けまして、当方の取組でやらせていただいております概要ではございますけれども、有識者会議でネット純減につきましても厳しい御議論をいただいているときに、私どもは定員合理化数という言わば片道の話で、お話がややこしくなって大変恐縮ではございますけれども、私どもといたしましては、人事権というものが各省大臣に所属をしておるという制度の中で、定員合理化というものを通じまして、各省庁からまずもって定員をはがして、それを一括プールして増員の必要があるところには増員を配って、結果、集めた財源分を全部各省に戻しませんので、40年間ずっと一貫して純減の措置を講じてはまいりましたけれども、今回の重要方針に沿って、見直しをさせていただきまして、今後は御議論いただいております行政施設を始めといたしまして、治安関係など各般にわたる行政事業に対しましても、今回御紹介したIT化による定員合理化を進めまして、地方支分部局に重点を置いた定員合理化によって財源を調達いたしまして、メリハリを付けながらも増員を厳しく限定をして、増員に回さない部分、要するに純減部分を確保して1.5%以上の純減を確保するとともに、有識者会議でこれまでにない大胆かつ構造的な見直しをさせていただきまして、詰めていただいた純減方策を私どもは政府側として着実に実施に移しまして、全体として5%以上の純減達成のための全力を尽くして努力をいたしたいと考えております。

いただきました時間をオーバーいたしまして、申し訳ございません。

座長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に関して、皆様の御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 参考1-1のところ、網かけになっているところですが、そういうところで、例えば法務局のところ「登記・供託関係は有識者会議（行革推進事務局）で調整中」と、あくまでもこの数字というのは、まだ現在それよりも上積みされるという理解でよろしいでしょうか。

総務省（行政管理局） それで結構でございます。先ほど申し上げましたように、最終的には政府決定の段階で地方支分部局全体像を示す際には、今おっしゃったようにこの部分は上乘せをされて整理をされるということでございます。

委員 もう一つ、7ページのところですが、先ほどのITのオンライン申請というのは、ある面では、例えばこの会議でも登記とかいろいろところで、なかなか進ま

ないというものが、これは例えば韓国辺りですと50%ですとか、今度は納税の関係でもそういうことをやっていくとか、今いろいろなことを進めて、インセンティブを与えていくというようなことが言われています。

そういう場合に、極端なことを言いますと、目標をこれだけにしましたと、例えばここで申請率50%達成する。それに対しての目標を持ったら、極端にいうと達成できたらボーナス、達成できなかったらというようなことというのは、やはりメリハリというのは何か考えていかなければなかなか達成率ができない。ということは、先ほどおっしゃいましたように9,700人を更に上回ることができるんだというようなことがなかなか難しくなるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

総務省（行政管理局） オンライン申請の検討につきましては、私は直接の担当ではないものですから、必ずしも正確な御説明ではないかもしれませんが、IT戦略本部の決定を受けまして、去る3月末にこれに基づくアクションプランを策定いたしてございまして、今、御指摘のございました申請率向上のためのインセンティブ措置につきましても、主要3分野、登記、国税、社会保険、労働保険を中心にいろいろと申請率向上のためのメニューを策定して、決定し公表いたしてございます。とりわけインセンティブの件につきましては、この18年度中に、例えば手数料の引き下げの話とか、そういうものを含めて具体化をしようということでございまして、今後これをよくフォローアップをしていって、途中で見直ししながら申請率の向上を図っていくということになるかと思っております。

委員 是非そういうふうに進めていただければと思います。

座長 よろしいですか。ほかに御意見はありませんでしょうか。

委員 例の1.5%と3.5%の区分があって、また3.5%の中にもITの部分と有識者会議の分と入っていて、分けることができないということですが、個人的には有識者会議の努力というのはどの程度のものであるかについて、何らか明示できるものなんでしょうか。

総務省（行政管理局） まず今のお尋ねについて、地方支分部局につきましては、今、我々の理解としては事務局との間で最終局面だと思っておりますが、これはきちんと仕分けします。ITにつきましては、主として農林統計だと思っておりますが、これは事柄を分けることは難しいのではないかと思います。地方支分部局はもちろんこちらで努力していただいたことがはっきりわかるような格好で整理ができると思っております。

委員 ちょっと突飛な質問ですけれども、北海道で道州制の特区をやるということ、道州制をやっても60人しか減らないということですが、これは例えば国全体が道州制になっても、地方支分部局というのはほとんど残ってしまうと考えていいのですか。わずか60人というのが理解できないんです。答えられなければ結構です。

総務省（行政管理局） 結論から申しますと、現段階では答えられません。

委員 道州制になれば、国家公務員は3分の1で済むかなというふうにも考えたのですが。

総務省（行政管理局） 先ほど御説明いたしました資料1の4ページに若干それについ

て機構面での取扱いが書いてございますけれども、当然のことながら道州制を進める趣旨からいけば、地方への権限移譲であるとか、あるいは国に残る事務についても地方に関わるものについて、相当程度その道州制という枠組みに対応した組織の在り方になるであろうと。したがって、今のままの地方支分部局の仕事の抱え方であるとか組織の立て方では、恐らくはなかなか立ち行かなくなるのであらうと思いますので、今後まさにその道州制がどういう格好で議論が展開されるか、どういう格好での括りになるか、あるいはどういう仕事を持つか、自治体との関係はどのような業務分担になるか。それ次第で判断をすべきと。当然それを大きな論点として、今後、地方支分部局の在り方でもって視点として持っていくということ、こういう記載をさせていただいたということでございます。

ただ、それがどうなるかということで、当然のことながら、大きな影響は受けるであらうと思います。

委員 分からないということは分かるんですが、何か60名ぐらいしか行かないということになると、かえって大きくなってしまわないかと懸念があるのではないですか。

事務局 今回やろうとしているのは道州制ではなくて、道州制特区というものでして、我々は限定的に国の業務のうち開発道路の管理とか、かなり限定して幾つか、7つぐらいでしたか、これを移すという内容です。それでも大変だったんですが、したがって、それに関係する人員の数というのは60名程度です。将来、道州制というのはどういうふうに展開していくのかは、率直に言って誰にもまだ分かりません。これからの話で、そうなったら、また話は違うのかもしれませんが。

委員 何となく屋上屋を重ねて、ダブルみたいになるようなイメージがあったのですが、けれども、違うということですね。

事務局 そうです。

座長 大臣、何か御意見はございますか。

中馬大臣 メリハリ論の中で、増員のところですけども、これは御議論いただいているかどうか分かりませんが、例えば治安が悪いから警官を増やさないといけないといった単純な関係ではないのではないかと思います。何かのときに過剰警備ではないかというようなことがないわけではないことからすると、お巡りさんの数がそれほど少ないということではないのではないかと。しかし、機動隊などについては、機動隊は非常に治安が悪かった70年ごろのときにはともかくとして、今はそういうことはないんだから、それはお巡りさんの役割に回したらいいのではないかと。それから、地域を巻き込んだ形の治安対策といったことが必要で、お巡りさんを増やすことだけが治安対策ではないと私は思います。

また、社会福祉もそうです。高齢化社会になったから、それに対して体制が必要だというような声がよく出ております。しかし、私などが考えますと、昔の村型社会といいましょうか。大都市においても何かそういう地域コミュニティーの中でそういうふうに対応できることが私はたくさんあると思います。そういうことに熱心なNPOの方々もいらっしゃいます。そうした方を動かすことの方も何か方策として、ただ公務員の数を増やして、

こちらは減らすけれども、メリハリでこちらは増やすんだといったことで、結果的には今まで0.1%の減となっていたわけですが、今回はそういうことも入れるならば、もう少し減量化ができるのではないかと思っています。

座長 ありがとうございます。副大臣、何かございますか。

山口副大臣 亡くなった後藤田さんがよく言っていたのは、やはりさっきの機動隊のことです。あの人は警察庁長官をやったんですけれども、役人というものは、一回取ってしまふとそれを剥がすのはなかなか難しいんだみたいなことを御本人が言っていました。

座長 自戒の念を込めておっしゃったんですね。どうぞ。

委員 今日地方支分部局で2万人削減で、ITもするかもしれないということなんですけれども、よく考えますと1.5%の純減というのは5年間で5,000人程度なんですね。それを達成するために少なくとも2万人は削減していくということになるわけです。私もよく話を聞いたら分かったのですが、多分広く納税者はこれはなかなか理解できないと思うのです。減るのはたった1.5%かというんだけれども、それをやるためにどさっと2万人も削減しているということをつかりやすく示しませんと、たった5,000人かということになります。

3.5%の方も含めても大したことないではないかというのですが、要はちょっと休んでも、ものすごく大きなことをやっているということだと思っんです。その辺をうまく説明してもらいたい。PRもうまくやらないと、たった1.5%かとか、たった1%の削減かとか、そう見られてしまう。もっと大きな努力があって、それがゆえに我々も週2回もここががんがんでやっているわけですので、そういううまいプレゼンを工夫していただきたい。

座長 そうですね。表現の問題をきっちりしていただかないといけませんね。

委員 民間で1.5%といったら本当に誤差の範囲内で、そんなのは何ほでも調整できる話ですね。それで何でこんなぐちゃぐちゃやらないといけないのかなと単純に思ってしまうので、そういうことのないように。

座長 民間で1.5%だったら、足を一步踏み出せば行くという感じです。

中馬大臣 私などは中小企業が多い大阪でこんな話をしていますと、5%が何だと正直叱られました。中小企業の経営者に言わせれば、自分のところは不況になってから、バブルが弾けて2割減らしました、3割減らしました、という話ですから。

委員 多分、今日の2万人と、我々のところでは万人単位のオーダーですと、足せば1割なんです。33万人の1割をがっと削減して、これからの必要な分野に振り分けて、トータルとして5%やるという話ですね。それをきっちりしないといけない。

座長 うまく表現できると思うんですが。どうぞ。

委員 その点は、我々は世の中に対して物を言わなくてはならないわけですから、専門家の間だけで分かっている表現ではちょっとまずいと思うのです。我々でさえ今、座長がおっしゃったように、よく分からなかったということが、私みたいな素人にはあるわけで、そこはうまく表現するというか、PRするということが、すごく大事なことだと思うので

す。そうでないと、これだけ割り付けるといのは多分大変な作業で、憎まれたりもするんでしょうけれども、その分、世の中から感謝されないとやっている方もつまらないでしょうから、何か考えられた方がいいんだと思います。

事務局 行政管理局は行政管理局で一生懸命やっているのです、若干そういうふうに見たんだと思うんです。しかし、要は行政管理局がやっても、ここの会議でやっても、大切なことは最終的にさっき委員がおっしゃったように、どれくらい要らない業務は削って、要る業務には増やして、例えば治安系などというのはどうしたって増やさざるを得ないわけです。

さっき大臣から御意見がありましたけれども、治安等については多分増やすということになるんだと思います。そういうメリハリをどうやってちゃんと付けていくかということと、最後にはとにかく5%は減らすんだということが世間様に出ていくときは、行政管理局がやっている仕事とこちらがなさっている仕事と合わさって当然出ていって、その説明も今おっしゃったようなメリハリを付けて、最後にはこれだけ減りましたという説明になるわけです。率直に言えば、世間様との関係では、内訳などは実はどうでもいいわけです。ここは行政管理局がやりましたとか、ITは多少説明した方がいいかもしれないですけども、行政管理局がやったからとか、会議でやりましたとかいうことは余り問題ではない。

実際にも行政管理局がやっている仕事とここでやっている仕事は、かなりの程度、必然的にオーバーラップしてしまいます。それぞれの例えば法務省との話などにしても、実際にはどれも完全には分け切れません。こちらで御指摘があって、それがあちらの話にも響いてというふうに当然なりますから、どちらが言ったからうまくいったんだというのは分け切れません。仕事の能率を上げるために両方でやっていて、目的はどっちみち同じなのだからと御理解いただければいいのだと思うんです。

総務省（行政管理局） 今の事務局の御指摘はそのとおりだと思いますし、先ほどから御指摘いただいているプレゼンテーションのお話は当然のことだと思っております。

ただ、本日は私どもが強調したかったのは、今後純減を出すに当たり、また増員に回す場合でも地方支分部局、IT化を重点的にやって回すということで、先ほどの中馬大臣のお話もございましたように、増員需要はきちんと抑えて、ちゃんと純減を出すということを申し上げたいのが主眼でございます。今、御指摘を受けて、政府決定のときに全体をどういうふうに整理するかという事務局側のお話もございましょうし、先ほど申し上げたように、私どもの方としても地方支分部局について、全体の姿を整理をするということでございますので、そのときによく今の御指摘の点を備えてやりたいと思います。

座長 ありがとうございます。それでは、この議論はよろしゅうございますか。

それでは、出ました御意見、IT化と業務のスリム化については、最終取りまとめのところで反映をさせていくことにいたします。総務省においては引き続き見直しの徹底、前倒しに向けた検討を進めていただくようお願いを申し上げます。

（総務省行政管理局関係者退室）

座長 次に、前回に引き続きまして、最終取りまとめについて議論をしたいと思います。まず、お手元に配布された資料2及び資料3について、事務局から説明をします。

事務局 それでは、最終取りまとめにつきまして、資料の説明を申し上げます。資料は、資料2 - 及び2 - です。また、各論編については、併せて主要事項の幾つかについて精査結果が出てまいりましたので、それも2 - の資料を説明する際に併せて御説明いたします。

前回の会議での御議論を踏まえ、それを反映させた最終取りまとめの素案を各委員に御送付を申し上げましたところ、多数の御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。その御意見の必ずしもすべてをそのまま取り入れることはできておりませんが、できる限り反映をさせて、本日の資料2 - 及び2 - を作成しています。

資料2 - が、言わば総論編です。御意見を頂いて素案から変更した主な点について、御紹介を申し上げます。

2 - の1ページですが、やや中ほど上のところで、有識者会議としての、これまでの検討結果を取りまとめたものであるというくだりにおいて「成果」という言葉を使っていますが、やや面映ゆいという御意見がありましたので、これまでの検討結果を「取りまとめたもの」であるといった表現に変更しています。

それから、中間取りまとめの時点でのコメントに触れた部分に関して、関係各省の改革に取り組む「意思」が不十分であったという表現がいいのではないかと御意見をいただきましたが、意思というのなかなか客観的でないようなところもありますので、「取り組む姿勢が不十分」という表現に、とりあえずさせていただいております。

その下、i) 基本的考え方のところですが、同じパラグラフの中で同じような表現が続いているということで、少し表現ぶりを変えました。抜本的な見直しを行っていかねばならないといったところで、表現の繰り返しを避けています。

1ページの一番下から2ページにかけて、前回、御意見の出ました「国民の目」ということで、インターネットを通じて、国民から4,000件を超えるような御意見を頂いたということに是非触れるべきという御意見がありまして、1ページの下から2ページの頭にかけて書き込んでいます。

なお、この関係については、御意見の主な内容が何らか分かるようなものを参考資料として入れたいと考えています。

(2)の「事務事業の見直しの意義」というところですが、第2パラグラフのところで、組織マネジメントの効率性といった観点を是非入れるべきという御指摘がありました。この関係で書き込んだところについて、「間接行政的な部門」という言葉が言葉遣いとして分かりづらいという御指摘がありましたので、「国民に直接的な行政サービスの提供ではなく、行政機関に対する調整業務等を行う部門」ということで、やや分かりやすく書き直しています。

下のところになりますが、ii)の「包括的・抜本的な民間委託等」ということに関して、

まさに今国会で行革推進法案と同時に提出されている「市場化テスト法」があります。現実にこの会議で取りまとめをいただきました項目の中にも「市場化テスト」による定員純減の取組というのが複数項目入っています。そういったところを踏まえて「市場化テスト」の導入ということがあるということを書くとともに、その際、「官における事務事業の見直し、これが公共サービスの提供が効果的、効率的になっているかということを見直すことが必然となっている」との趣旨を書くべきという御意見があり、その旨書き込んでいます。

3ページに入りますが、非公務員型独法化というところで、少し注も含めまして、やや解説を加えています。

その中では、ページの中ほど二つある注の上の方の注のすぐ下のところ、「今回の検討では」というところで、書き方の問題として、極めて限定的という趣旨で書いていたが、書くのであれば、ポジティブな表現ぶりの方がよいという御指摘がありまして、一部の事項の非公務員独法化について結論が得られたがという書き方に変えています。趣旨、意味内容は変わっていません。

同じパラグラフの一番下のところについては、少し前のところにあった表現と同じことをまた繰り返して書いていましたので、趣旨は明らかであるということで、短縮した書き方に変えています。

以下、4ページ、そして5ページですが、配置転換、採用抑制等の枠組みについても御意見を頂きまして、それを踏まえて修正、書き加えをしております。

以上が、総論の関係です。

それから、2 - の各論編に移ります。

各論編については、全体を通じて、特に「イ 有識者会議としての指摘」を書き込んでいますが、内容を減らすことなく、もう少し項目数を圧縮するというので、書き方を工夫して、端的に書くということを心がけました。また、従前の案では、見直しを行って必要な措置を講ずるとか、会議としてはこのように考えるという、それぞれ認識あるいは措置事項につきまして、2行程度のイントロのような記述をそれぞれ置いていましたが、端的に指摘ということであれば、そういった前書きは要らないのではないかという御指摘もありました。したがって、会議としての認識を書いている部分についても、いろいろ考えました結果、末尾に「何々を考える」などの表現ぶりとすることによって、もうイントロの部分は要らないのではないかということで割り切りました。書き方を工夫して、端的にマル番号で項目を列挙するというので、見やすくすることを心がけています。

2ページのところですが、食糧管理の関係では、 のところで事業者による法令遵守を促すというような書き方をしていましたが、法令遵守を促すのは当然のことであるという御意見を複数いただきましたけれども、やはり会議の議論の中で、コンプライアンスとか、ソーシャルオーディットということで、ひとしきり議論がありましたので、全く落としてしまうわけにはいきません。そこで、事業者による法令遵守が基本であるということで端

的に書くという書き換えをしております。

3ページ、北海道開発の関係については、まだ国土交通省において検討中という状況が続いていますので、実質空欄となっています。

4ページ、包括的抜本的な民間委託のハローワークのところでは、指摘のところで「より柔軟な条約解釈」といった表現としていましたが、誤解を招きかねないのではないかと御指摘がありましたので、客観的に「社会経済情勢の変化に応じた」という書き方としています。他方、「抜本的な見直し」という御意見については、なかなか意味合いが特定されないところがあるということで、その点は反映をしておりません。

については、システム構築などの関係で、必要な法整備といったことを書いてはどうかと御意見をいただきましたが、法整備に限らず、省令事項等も含めて制度整備ということがありますので、広く必要な制度整備を含めてということで書き込んでいます。

5ページの は、先ほどと同じ内容です。

以下、6ページ、7ページでは、共通的に事項を圧縮するというところでやっています。

9ページ以下が、追加検討要請事項です。

まず、登記・供託関係ですけれども、追加検討要請事項については、特に純減の議論の文脈の中で、非公務員型の独法化の検討をするよう会議の方から投げかけをしていただいたところですが、気象研究所といったところを除きますと、結果としては、非公務員型の独法化という結論には至っておりません。そのところの書き方として、前はもう少し長く書いていたのですが、なるべく端的にということで、2行ぐらいの書き方を短めに工夫をしたのが、9ページの一番下のなお書きのところでは、

10ページの国有財産管理関係についても同様です。

11ページの官庁営繕関係についても同様です。

12ページの国土地理院関係も同様です。

13ページが自動車登録関係です。ここについては、同じく独法化の議論に関して、実は特別会計改革の関係の中で、自動車登録業務だけではありませんが、自動車検査登録特別会計及び自動車賠償責任特別会計、この両特別会計の統合の後に、2つの特別会計のやっている業務全般について、広く非公務員型の独法化の検討を行うということが既に行政改革の重要方針の閣議決定にあります。この点について、ひとしきり国土交通省の担当部局と意見交換をしていただいたところですので、それを踏まえて、重要方針に定められているとおり、両特別会計の統合を踏まえ、自動車登録業務を含む両特別会計の業務について、非公務員型の独法の検討ということを書いてはどうかという整理をさせていただいております。

14ページの一番下のなお書きのところについては、気象研究所が非公務員型の独法という結論に至っておりますので、「気象研究所を除いて」という書き方をしています。

15ページは、防衛施設の関係で、 のところで御指摘がありました。調達に係る業務を処理する透明性の高い実施部門の組織の在り方について、相互牽制機能という意味では、

主務省と当該独法との間では、なかなか牽制機能が働かないではないかという御指摘があり、そこには留意してもらいたいということで、 を書き込んでいます。

最終取りまとめの素案については、おおむね以上です。

続いて何点か、関係省から精査結果の資料が提出されています。まず、資料3-1が農水省関係の3事項についての精査結果です。

1ページをお開きいただきますと、総括表になっています。このうち、「食糧管理」と「消費・安全」の2部門が、この会議で取り扱っていただいた際の、広い意味の食糧管理関係業務です。また、同様に、「農林統計」と「情報」とを併せたものが、いわゆるこの会議で扱った農林統計関係業務ということになります。

会議の場で最後にヒアリングをしていただいた際には、この大きく2つの部門について、計約4,500人という純減数の回答の提示がありました。これに対して、会議の方から更に業務内容をきちんと精査の上、純減数の上積みの努力をしていただきたいということで要請をした結果、農林水産省において検討が行われ、結論として、食糧管理と農林統計の全体について、約100人を超える上積みということで、4,602人という精査結果が提出されています。これが食糧管理と農林統計の関係です。2ページ以降に細かい精査の結果の内訳が出ています。

その下が、森林管理の関係です。これについては備考を見ていただきますと、最後のヒアリングの時点では、独法化につきまして約2,000人、それから、それ以外のスリム化による定員減として約400人、計約2,400人ということでした。これについても、非常に丸い数字であって、業務の精査ができていないのではないかと指摘があり、きちんと精査の上、積み増しをしてもらいたいという要請をしました。これを受けて農林水産省において精査を行った結果、約400人となっていたスリム化による定員の純減については、当面この時点において440人という純減の精査結果が提出されてきました。また、他方、独法化の部分については、約2,000人としていましたが、現時点で精査の結果、1,970人という数として提出されてきています。

以下、2ページ以降は、以上についての内訳の資料なりイメージ図ということで整理をしているものです。

資料3-2が、社会保険、労働保険の関係の適用・徴収業務の一元化の関連工程表です。ヒアリングの際にも、どういう課題があるのかということについて簡単に整理した資料が提出されていましたが、では、実際に年次的にどのように取り組んでいくのか、工程表的なものを整理の上、提出されたいということで要請をした結果、厚生労働省からこのような資料が出されてきております。

年次ごとに、どのような取組をしていくのかを整理して示しています。その中では、特に下から2つ目、「事業所(場)番号の共通化」の欄の右のところを見ていただきますと、システムへの反映ということで、社会保険システムなり労働保険の適用・徴収システムについて、一元的・統合的な2つのシステムをきちんとつくっていくこと、その結果として、

23年の1月あるいは4月を予定として、一元的な番号というシステムをつくっていくというコミットメントが要約して整理されています。

資料としては、以上ですが、最後にもう一つ、資料はありませんが、口答で御説明差し上げたい点が、社会保険庁関係です。

社会保険庁関係については、7年間で増員、減員を行う結果として3,500人以上の純減ということが与党主導の社会保険庁の改革のスキームで決まっています。しかし、この会議で取り扱っていただいている総人件費改革の観点では、5年間にどのぐらいの純減になるのかということが問題ですので、なお、5年分の見込みについて精査ができないかどうかということで、要請をした経緯があります。これを受けて厚生労働省において検討をしてもらいましたが、結論としては、この場合、社会保険庁の純減数は、削減数と毎年の増員数の結果として決まっていくものであるため、現時点では、5年間で3,000人以上ということ以上に確定的な目標数を置くということがなかなか難しいというのが当面の結論です。

ただし社会保険庁としても、当然この間に強制徴収のための要員の配置とかを非常に重視しておりまして、7か年の計画ではあるけれども、改革のスピード感を重視して、5年間のうちにも最大限の前倒しを行っていく努力をしていくということには変わりないとしています。ただ、現時点でどのぐらいの数になるのかというのをきちんと整理することは、政府部内においても、毎年の増員査定を経て初めて確定するという要素がありますので、なかなか確定的に目標数を整理するのが難しいということです。しかし、前倒しの努力をしていくということにいささかの変更もないという検討結果です。

資料3の関係も含めまして、私の方からの説明は以上です。

座長 それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 先に資料の3-2から忘れないうちに申し上げますけれども、3-2の一番下で先ほど御説明があったところのすぐ下の8番の関係です。これは前にも指摘させていただいたと思うんですけども、8番のところに「事業主の利便性の向上等を図る観点から」とあり、次に「賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め」とありますが、これはすごいことなんです。だから、こんなことをこういうところに簡単に書かれるということはいかかなものか。つまり、事務の合理化なり効率化を我々は言っているのに、実質的に社会保険料をどんどん上げるぞと、現在、標準報酬で取っているわけですけども、標準報酬別枠方式ではなしに、賃金総額に着目する。つまり、比例税として取るというようなことが示されているのです。

これは当有識者会議として責任を持てる問題ではなくて、多分経営者なり労働者はびっくりして腰を抜かすでしょうね。こういう考え方はあるとは思いますが。しかし、ここで別にこの問題を勝負することではなくて、ここではやはり徴収の一元化によって総人件費を抑制という観点が大事ですので、何も賃金総額に着目して保険料を取るんだという議論

はしていただかなくて結構なのです。こういうのがさらっと出てくるというのは、厚生労働省はこういうことを考えているんですかね。

委員 今のは、別に比例税を考えてとか、そういうことではなくて、今の説明だと労災保険は全額事業主負担なので、そこは総額でやっていて、それと雇用保険を一元化するときに、雇用保険は一人ひとりが特定されなければいけないんですけども、それを賃金総額という形で概算で取って、その後、精査するというやり方にして一元化したので、年金や何かの社会保険も一元化するとすれば、そういう方法で着目するということがあってもいいんじゃないかということで、別に報酬比例をやめて総額方式にするということによって比例税を目指すことを意図している説明ではなかったと思うのです。

委員 説明はそうだったかもしれませんが、これを読む限り、社会保険について、賃金総額に着目する方法を言っていますね。我々は事務の効率化をここで言っているのであって、社会保険の在り方そのものを議論していることとは違うんです。

だから、課税対象なり、保険料の対象をどうするかという議論は、ここですることではない。それは本末転倒なんです。事務の合理化のために何か課税対象なり、この場合は保険料だけでも、保険料を何にかけるかということも議論してもらっても困るんです。これはこう取られてしまいますよ。

座長 分かりにくいのがいけないですね。事務局はどのように考えますか。

事務局 今の点について、きちんと厚生労働省から話を聞いているわけではありませんが、ここは徴収方式の話であって、徴収水準の話とは別ということで理解をしております。ただ、委員のような御懸念があるということは、厚生労働省にも伝えたいと思います。

委員 それから、取りまとめの案について幾つか気が付いた点があります。

最初の1ページは、地方公務員についても5年間で4.6%以上というのは、行政改革の重要方針、閣議決定された部分もそう書いてあるんですけども、その後、確かこれよりももっと実績として削減できる見込みとして6.2%という数字が出てきています。5年間で4.6%以上というのは、過去5年間の実績以上にやってほしいことだったんです。それが6.2%になるのであれば、6.2%でやるべきと書くのであろうと思うんです。その趣旨からして、何かそれがつながるような書き方ができないかなと思います。

2ページは、(2)で中間取りまとめでも「見直しの意義」として見出しをつくってしまっただけですけども、これは意義というよりも「見直しの観点」なんですね。見直しの意義という言葉は、もっと大きなときに使う言葉であって、我々は見直すときに、政策の変化にうまく定員が対応しているかどうかとか、民間委託をやっているかどうかという、まさにi)、ii)で書いてあるような観点で見直しを議論したわけですから、どうも意義というタイトルはどうだろうかかなと思います。

次の3ページの「iii)非公務員型独立行政法人化」の関係です。これは「企画立案と実施とをできるだけ分離し」というのが、元の案だと3か所に出てきて、今度の案でもまだ2か所にあるんですけども、確かにこういう標語の下に我々はいろいろ検討してきた

わけですけれども、よく考えると、企画立案というのは、行政が政策の企画立案を行うというのは、やはり立法から受託してやるということなのであって、案のような書き方のままだと、つまり自立的に何か行政が企画立案を行うようなイメージが非常に強く出てしまうと思うんです。だから、企画「事務」と実施「事務」に分けるとか、何かそういう言葉にだんだん変えていかないといけないのではないかと。極端な話、行政がすべて何でもやってしまうんだというイメージに取られてしまうということにならないか。私はこれを見ていてだんだん怖くなってきたんです。つまり民主主義の原点が、すべて政府に委ねてあるんだから、政府の中で企画立案だという感じが出てしまうので、企画立案と実施、これまで確かにこういう言葉を使ってきたんですけれども、これはちょっと言葉を企画事務と実施事務とに分離するとか、そのぐらいにしないと、どうなんでしょう、これから先のことを考えると、あらぬ誤解を受けてもしょうがないなと思います。

次の第2パラグラフ「独立行政法人化により、行政機関の本体を簡素で効率的なものとし」というんだけれども、独立行政法人化して行政の本体が効率的になるかどうかというのは、ちょっと問題でしょう。本体を簡素化することはできるでしょう、実施を分離するんですから。しかし、何で本体が効率的になるのか分からない。それと、やはりここで私は思ったんですけれども、政策の企画立案に資源を効果的に集中できると、あるいはせいぜい言うとしても企画事務に集中できるぐらいのことです。そう思います。ですから、ここは「行政機関の本体を簡素なものにし、法人化される部門においては、効率化を自立的に追及できる」という、先ほど独法の基本的見直しについて、基本認識で示された部分をうまく使えないかなと思います。

第3パラグラフですけれども、これの第2センテンスで「公務員であることに伴う制約がなくなることで」とありますね、これは一般的に、実態としては決してそうはなっていないし、またそうはならないであろうという期待があることもあり、なかなか容易にこんなことはできないので、これを書くべきかどうかよく分からない。「公務員であることに伴う制約がなくなることで」とまで言い切ってしまうのはいかがでしょうか。

ここらの書き方なんです。実はこの注は、私はかなり重要な意味を持っていると思うのです。つまり、一部には、看板のかけ替えだけで実質的な人員削減になっていないのではないかと指摘が出てくる懸念もあるわけですので、これは十分に書いておく必要があるんですけれども、非公務員型独立行政法人化は「民間委託の推進と同様に組織マネジメントの上で重要な要素である職員の人事管理面を含め、より民間に準じた経営努力を可能とする」となっていますね。しかし、これは放っておいて「可能になる」ものではないと思うのです。

だから、この書き方について、非公務員型独立行政法人化は、「政府が民間委託の推進を行うのと同様、人件費等においてより民間に準じた効率化を促すことはできる仕組みであり」とか、つまり促さないとなかなか進まないんですと書くべきではないか。何か独法化したらそれだけでうまく行くように読めるのだけれども、決してそうではないんです。

だからこそ厳しい評価が必要だけれども、評価といったって、これは国民の税金ですから、これは政治で決める問題なんです。幾ら自己評価をやるといったって限界があるわけです。結局は、納税者の観点でしかなくて、一次評価は専門家の観点とかいっていますが、よけい難しくて正当化されることがあるわけです。

だから、このところは、何か独立行政法人に移してしまったら全部それでOKではなしに、移すことによって、更に効率化を促すことができるとか、政府の中にあるよりも、より効率化を促すことはできるんだと、そういう仕組みであると、促せばできるという書き方にする必要があります。

だから、ここはやはりもっと練って見ないと、大事な箇所であろうと思います。

委員 2点申し上げます。

1点目は資料2の のところに、上のところで、2番目に関係各省自らが改革に取り組む姿勢が不十分であると評価をせざるを得なかったとあります。これに関して、今回は最終取りまとめだから、この評価の一覧表を作ったらどうかということです。中間取りまとめのときには、純減の検討に取り組む姿勢が不十分だと評価をせざるを得なかったと書いているわけですね。そうしますと、今回もずっと努力をして、今日も第16回会議まで来ているわけですが、各論のずっと15分野の改革についての有識者会議としての評価の一覧表を簡単に最後に付けることができないかどうかということです。

それは、我々ももちろんですけど、国民から見たときに、有識者会議でこういう努力をして、16回もやって、こういう形に成果が変わったんだというのは、これは各論でずっと書かれているんですが、文章で読むだけでなく、A3一枚にうまく事務局の知恵でまとめてもらったらどうかというのが1点です。

2点目は簡単なことなんですが、同じように資料2 - の中段のところですが、「1有識者会議の基本的考え方」の上のところですけども「その際、この最終取りまとめにおける有識者会議の見解を十分に活用することを期待する」というのを「十分」から「最大限」活用することを期待すると変えていただきたい。言葉は簡単で、2文字ぐらい変えてほしいと、以上です。

座長 ありがとうございます。どうですか。

事務局 はい。それで、先ほどの独立行政法人化の関係ですけども、非公務員型の独法化も当然独法化の制度の制約の下にありますので、先ほどのような御議論を免れないということかとは思いますが、ここの文脈だけ一言御説明させていただきます。

今回の総人件費削減、国家公務員の定員の純減という中で、公務員型ではなくて、非公務員型の独法化については、公務員の数としては落ちるということです。ですから、ここは独法制度そのものについての問題点というのではなく、公務員型独法に対して、非公務員型独法の違いを書かないと説明にならないというところでもありますので、中間取りまとめの時点からその趣旨を書き込んできたということかと存じます。

先ほど来の御議論についてはどこまで案文に反映できるか、検討させていただきたいと

と思いますが、全体の流れの中では、その前のニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理、あるいは「市場化テスト」などの包括的・抜本的な民間委託ということと並んで、公務員型ではなく、非公務員型の独法化にどういう意味があるのかという点を書こうとした部分という位置づけかと存じます。

委員 もう一つの評価をした一覧表というのは、いかがでしょうか。

事務局 一覧表というのは、一見して分かりやすい資料を工夫すべきということですので、何らかつくらせていただきたいと思います。評価結果というのをどういうイメージで、会議として一個一個の項目について優・良・可・不可とかを付けたわけでは必ずしもないと思いますので、そのときの評価という意味合いをよろしければ御議論いただければ、どういうイメージなのかを踏まえさせていただきたいと思います。

委員 割合難しいと思うんだね。評価結果をどういうふうを書くのかと。いわゆる散文的に書くわけでしょう。それは事務局で検討してください。いわゆる書き込めるかどうか、難しいところもあるかなという感じが、さっき聞いていてそう思いましたけれども。

事務局 まさに個別の事項について有識者会議としての御指摘が評価になるわけでありまして、各項目について、分かりやすく一覧表をつくと、そういう資料として分かりやすくつくる、そういう作業をやりたいと思っています。

そういうことでよろしゅうございますか。

座長 そうですね。

委員 我々はここでヒアリングをするわけですが、なかなか分からないんですよ、だから評価は難しいんです。だから普通は市場で値段を付けさせるんです。

事務局 それから、先ほどの独法のところは、独立行政法人制度の仕組みの説明をしながら、委員がおっしゃったような、こうすれば、独法になれば非常によくあるんだと単純に書かないようにしたいと思います。

委員 国民が独法になったらいいと単純に思わないようにしてください。

委員 そういうふうに国民は思っていないでしょう。実態が大きく変わるわけではないと思っていることに対して、こうやって一生懸命書かれたと思うんだ。だけれども、それが逆に今度は独法にすればいいんじゃないかということで、より行政が勝手にやるところをつくってしまうわけです。そういうことです。

委員 私は途中で出なければいけないから、1つだけ意見を言います。

全体に関わる部分は、かなりよくなっていると思いますので、特に申し上げません。

細かいところですけども、2 - の4ページのハローワークのところ、条約解釈の部分がでありますね。ILOに詳しい人に話を聞いてみると、やはり条約解釈というのは、ILO本部にあって各国政府には基本的にはないということだそうです。条約勧告適用委員会というのがあって、そこに日本人の方も1人入っているらしいんですけども、そこで解釈というのが行われるので、条約解釈が各国政府にあるかのような書きぶりになると、少し誤解を与えることになるのではないかと、そこが懸念されるということだけ申

し上げておきます。

委員 先ほどの続きですが、私も独法が常にバラ色の制度というわけではないと思っていて、むしろ業務を本当に減らしていく場合は、かえって別の法人にしてうまく減っていくかという問題があります。ただ、ここの文脈は要するに公務員の定員純減なので、その文脈の中では確かに非公務員型独法というのは、一つの大きな選択肢だったわけですね。ですから、やむを得ないのかなと思います。そこの書きぶりは、仕組みと今後更にといい感じで書けばよいのかなということです。

それから、先ほど委員がおっしゃった、政策の「企画立案」という言葉については、これは行革の中央省庁等改革基本法ぐらいからですね。国会の民主的なコントロールの下にあることは当然であって、その下で政策の企画立案というのがセットになっているのです。「企画」と「立案」を分けるという雰囲気では多分なくて、言葉として企画だけだと何かおかしいので、企画立案というセットの言葉として用いているわけです。立案というところに、言わば全く行政が国会でもないのにやる、そんなイメージの言葉ではないと思います。ですから、「企画立案」というのは1つのセットの表現で使われているのではないかなという感じがします。

委員 今までは、そのように使われたことは承知しているんですけども、ここにこうやって企画立案と実施をできるだけ分離するというのをくどくど説明で使っていると、それでしかも独法にすればいいと、全然政治のコントロールが効かないようなイメージを、これだけ読むとってしまうんです。

委員 企画立案の方は独法ではなくて、実施の方を分けて独立行政法人化するわけです。

委員 それはいいんだけど、これまでのこういう用語を使っていることだけでは、何か国民を無視した感じを受けてしまうんです。

だから、最初のは3回も出てきたので、これが2回に減って、まだ少しはましなんですけれども、表現のこなれかたがどうかということなんです。

事務局 あくまで行政の枠内でのそういう事務の分担関係と申しますか、そういう仕切りの話でありますから、そこが分かるように書きます。

委員 政策とやるから立法行為みたいに見えるという御意見なわけでしょう。

委員 立法では全然ないのです。

委員 委員が心配しているのはね。だから、政策具体化のとかにすればいいんじゃないですか。

委員 それも余計あれですね。行政機関が行う業務のうち、企画立案と実施とをと直したらどうかと思うんです。政策と申したら政治の話ではないでしょうか。

委員 表現を練り込んでください。

委員 本当に御努力されて、よくまとめていただいたと思うんです。

特に国民からの御意見募集のところはまさにうまく盛り込んでいただいております。

私は、これは委員の皆さんが大体いいということであればいいんですが、中間取りまと

めでは「各省の取組は極めて不十分」というのが見出しになりました。それから我々は何度も重ねてきたと、一定の評価はできるけれども、まだ不十分という気持ちを何らかの形で出したいということ、私は前回申し上げたのです。

これに対して今回は、取組が「一定程度評価」し得るものに改善されたと。恐らくマスコミの評価は「極めて不十分」という中間取りまとめの時の見出しが、「一定の評価」になると思うんです。私としては、まだ不十分という部分を何らかの気持ちの上で出したかったんですが、それはもういいんです。

ですから、意見として、改善されたが、まだ不十分という気持ちがあるということでは括弧の中にとどめていただいているんですが、やはり個別の一つひとつは評価をどうのこうのではなく、全体を見ていて、北海道開発局の問題だけではなくて、幾つかのことを見ていくと、やはりまだ不十分というような気持ちがあるものですから、そのことは意見として申し添えておきたいと思います。

それと、言葉で小さなことにこだわることはないのですが、次の行に「しかしながら」と、そして「今後とも」とありますけれども、先ほど事務局からありましたけれども、厳格な定員管理と、我々のやっている純減の業務の見直しというのは、非常にリンクする部分が多い、私も討議しながらそう思いました。ですから、ここに、これは我々の直接検討してきたことでは必ずしもないんですけれども、今後とも厳格な定員管理は「もちろん」、事務事業の見直しをということにして、ここに「もちろん」という言葉を入れたらどうかと思います。これは細かい言葉の問題ですが、そう感じました。

あとは、改革を推進する必要があるという「必要がある」というのをもう少し我々の強い意思として、改革を「推進すべきである」というぐらいの言葉に替えていいのではないかなというのが意見です。

座長 いいですか、事務局。論調は強くした方がいいんです。

委員 評価はいいんです。括弧の中で私はそう思っているということです。

事務局 はい。

委員 資料2 - の方の農林統計関係と食糧管理関係ですが、行政改革の重要方針の中に、食糧管理の特会と農業経営基盤の特会の統合と独法化の話があります。「最終取りまとめ案」には、この関係の独法化について特に書いていないんですが、独法化がいいのかどうかというのはいろいろあるわけですが、全く触れていないんですけれども、特にこれはそういう整理の仕方をしたと、こう理解していいですかね。平成19年に統合して、一般会計化、独法化と閣議決定にあります。

委員 国有林野でしょう。

委員 食糧管理もそうです。

事務局 事実関係としては、行政改革の重要方針の閣議決定の中の特会改革のところで、「食糧管理特会及び農業経営基盤強化措置特会については、平成19年度に統合し、無駄の排除を行う。その後、業務の性質に応じ、一般会計の統合や独法化を検討するものとする」

という部分があります。

他の幾つかの特別会計についても、2つの特会の統合といったものについては、まず、統合して無駄の排除を行う。その後、一般会計の統合や独法化を検討するものとするという表現がほかにもあります。例文というわけでもないのかと思いますが、統合の後の措置の方向性を幅広くそれぞれに書き込んでいるという部分はあるようです。

ただ先ほど御指摘の事項については、特段その点についてこれまでの会議の御議論や指摘がなかったものですから、指摘事項としては特に拾っておりません。

委員 3ページの下の方の「iv) その他の取組」というところですが、2ページから見てくると、まず、i) で政策目的から外れたものは廃止すると。ii) 番目に民間にできるものは民間に移すと。iii) 番目のところで、残っていても非公務員型独法へということで、最終的に残ったものについてどうするかということを書いているのだと思いますけれども、「その他の取組」ということではなくて、上から3行目にある「業務の執行体制、運営方法について不断の見直し」というのを項目の見出しとして挙げるべきではないかと思います。

結局、最終的に公的な部門というか、官に残る部分についても、例えば今まで幾つかありましたが、実査を郵送に変えて人を減量するとか、徴収についてももっと効率化を図るとか、そういう業務の執行体制の不断の見直しというのが必要なので、それを項目をきちんと挙げて、その例示として、例えばIT化とかを入れるという書き方にした方がいいのではないかと思ったんですけれども。

座長 いいですか。

事務局 はい。

座長 その他、御意見はありませんか。

さまざま御意見を頂戴いたしましたけれども、今日出ました御意見、それから御指摘を踏まえて、事務局で案を整理して、そして次回会議にお諮りし、最終取りまとめを決定したいと思います。

時間的な制約がありますので、事務局で本日の議論を反映させた案を作成の上、皆様方にお送りを申し上げます。

更なる追加の御意見等があれば、事務局まで御提出を願いまして、皆様の御意見についてできる限り反映したいと考えています。その際、細部の整理につきましては、今日の御指摘はよく分かっておりますので、時間の関係がありますので、御一任いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

座長 ありがとうございます。次回は少し空いて、5月30日の火曜日10時からこの会議室です。よろしく申し上げます。

～ 以 上 ～